

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 <u>厚生労働省</u>	
対象税目	法人住民税 <u>事業税</u> <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> その他（ <u>都市計画税</u> 、 <u>特別土地保有税</u> 、 <u>地方消費税</u> ）		
要望項目名	障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件（収入要件）の見直し		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 社会医療法人、特定医療法人及び持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行計画について厚生労働大臣の認定を受けた医療法人（以下「認定医療法人」という。）の各認定要件の一つである「全収入額に占める社会保険診療収入等が100分の80を超えること」（※）について見直す。</p> <p>※ 社会医療法人については医療法施行規則第30条の35の3、特定医療法人については租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に基づく基準、認定医療法人については医療法施行規則第57条の2において定めている。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記認定要件の「社会保険診療収入等」に、障害福祉サービスの収入を追加する。</p>		
関係条文	<p>認定要件（社会医療法人）医療法施行規則第30条の35の3 （特定医療法人）厚生労働大臣告示 地方税法第72条の2第1項第1号口、第72条の5第1項第2号 第73条の4第1項第3号の2・第8号の2、第348条第2項第9号の2・第11号の5、 第702条の2第2項</p>		
減収見込額	[初年度] (0)	[平年度] (0)	[改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成24年に「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」として整備された後、平成25年には難病患者等を障害福祉サービスの対象に加え、その後、対象となる難病等も当初の130疾病から平成27年に151疾病、平成29年に358疾病と拡大され、平成26年の重度訪問介護の対象者拡大、平成29年の共生型サービスを設けるなど、障害福祉サービスの役割も拡大している。利用者の視点に立った切れ目のない医療、介護及び障害福祉サービスの提供において、期待される医療機関の役割に対応できるよう社会医療法人等の制度整備を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 (1)を踏まえ、社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の事業範囲が拡大されるよう、その認定要件における制約を緩和するため、障害福祉サービスの収入を社会保険診療収入等に含める必要がある。 ※ 要望は、社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人であるが、認定医療法人は相続税と贈与税のみ措置を受ける制度であり、地方税には該当税目がない。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
ページ		10—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標2) 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>(基本目標Ⅱ) 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること。</p> <p>(施策大目標) 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること。</p> <p>(施策目標1) 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。</p>
	政策の達成目標	社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	社会医療法人制度、特定医療法人制度及び認定医療法人制度の終了時まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	社会医療法人等により地域の医療・福祉が支えられている
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>H31年度</p> <p>社会医療法人 303 法人(推計)</p> <p>特定医療法人 216 法人(推計)</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	当該承認要件の緩和により、社会医療法人等が将来的に積極的な障害福祉サービスへの取組を進められる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会医療法人等は認定要件を満たさない場合、認定取消となることから、障害福祉サービスに対し、積極的に取組がなされていない現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>社会医療法人 291 法人（平成 30 年 3.31） 特定医療法人 租税特別措置法第 67 条の 2、第 68 条の 100</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26 年度</td> <td>230 件</td> <td>44,531 百万円</td> </tr> <tr> <td>H27 年度</td> <td>233 件</td> <td>43,440 百万円</td> </tr> <tr> <td>H28 年度</td> <td>216 件</td> <td>39,155 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』による) (参考 認定医療法人制度相続税・贈与税のみ猶予・免除措置) 認定医療法人 H30 年度増減収見込み▲20 億円（相続税） (※ 「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」による)</p>		適用件数	適用総額	H26 年度	230 件	44,531 百万円	H27 年度	233 件	43,440 百万円	H28 年度	216 件	39,155 百万円
	適用件数	適用総額											
H26 年度	230 件	44,531 百万円											
H27 年度	233 件	43,440 百万円											
H28 年度	216 件	39,155 百万円											
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>												
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>社会医療法人制度、特定医療法人制度は、一定規模の病院の運営又は救急事業を行うこと、さらに公的な運営をすることなどを要件に認定する制度であり、全国的に公的病院が減少する傾向にある中、社会医療法人、特定医療法人が地域において担う役割は増大している。</p>												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>H30 年度税制改正要望 ・助産、介護事業、予防接種を社会保険診療収入等に追加 ・社会医療法人の要件に全費用の 6 割超が本来事業費用であること追加 ・特定医療法人の要件に経理の適正性についての規定を追加</p>												